

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新																																											
<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(8)-11 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8)-12 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用</td> <td> ア 2 (料金額) 2-13 第4欄に係る料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。 イ 2 (料金額) 2-13 第4欄ア(イ)欄に規定する料金については、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。 (7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点 (イ) 接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 2-4 中継系交換機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(3) (略)</td> <td>(略)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(4) 関門系ルータ交換機能</td> <td>関門系ルータで接続する場合における</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	(1)～(8)-11 (略)	(略)	(8)-12 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	ア 2 (料金額) 2-13 第4欄に係る料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。 イ 2 (料金額) 2-13 第4欄ア(イ)欄に規定する料金については、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。 (7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点 (イ) 接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点	区分		単位	料金額	備考	(1)～(3) (略)	(略)	—	—	—	(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における	—	—	—	<p>料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(31) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(8)-12 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用</td> <td> ア 2 (料金額) 2-13 第4欄に係る料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。 イ 2 (料金額) 2-13 第4欄ア(イ)欄に規定する料金については、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。 (7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点 (イ) 削除 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 料金額 2-4 中継系交換機能</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>単位</th> <th>料金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(3) (略)</td> <td>(略)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(4) 関門系ルータ交換機能</td> <td>関門系ルータで接続する場合における該関係</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	(1)～(31) (略)	(略)	(8)-12 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	ア 2 (料金額) 2-13 第4欄に係る料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。 イ 2 (料金額) 2-13 第4欄ア(イ)欄に規定する料金については、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。 (7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点 (イ) 削除	区分		単位	料金額	備考	(1)～(3) (略)	(略)	—	—	—	(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における該関係	—	—	—
区分	内容																																												
(1)～(8)-11 (略)	(略)																																												
(8)-12 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	ア 2 (料金額) 2-13 第4欄に係る料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。 イ 2 (料金額) 2-13 第4欄ア(イ)欄に規定する料金については、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。 (7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点 (イ) 接続対象地域を茨城県及び栃木県とする茨城県内及び栃木県内の相互接続点																																												
区分		単位	料金額	備考																																									
(1)～(3) (略)	(略)	—	—	—																																									
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における	—	—	—																																									
区分	内容																																												
(1)～(31) (略)	(略)																																												
(8)-12 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	ア 2 (料金額) 2-13 第4欄に係る料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。 イ 2 (料金額) 2-13 第4欄ア(イ)欄に規定する料金については、下記いずれかの相互接続点で接続する場合に適用します。 (7) 接続対象地域を青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする宮城県内及び山形県内の相互接続点 (イ) 削除																																												
区分		単位	料金額	備考																																									
(1)～(3) (略)	(略)	—	—	—																																									
(4) 関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における該関係	—	—	—																																									

	該 門 ル タ よ 通 の 換 行 機 能	関 系 一 に り 信 交 を う 機 能	イ 第 5 条 （ 標 準 的 な 接 続 箇 所） 第 1 項 の 表 中 第 7 欄 で 接 続 す る も の う ち I P o E 方 式 で 接 続 す る 場 合	(7)～(エ) (略)	—	—	—
				(オ) 茨城県内及び 栃木県内の設置場 所において接続す る場合	1ポートあた り月額	621,967円	I P o E 接 続 を 利 用 し て い る 協 定 事 業 者 に 適 用 し ま す。

	ル タ よ 通 の 換 行 機 能	一 に り 信 交 を う 機 能	イ 第 5 条 （ 標 準 的 な 接 続 箇 所） 第 1 項 の 表 中 第 7 欄 で 接 続 す る も の う ち I P o E 方 式 で 接 続 す る 場 合	(7)～(エ) (略)	—	—	—
				(オ) 削除	—	—	—

附 則（令和8年3月26日東相制第000200000810号）
この改正規定は、令和8年3月27日から実施します。